

○会津若松市廃棄物処理運営審議会条例

昭和 58 年 3 月 29 日

会津若松市条例第 5 号

改正 平成 11 年 3 月 31 日条例第 19 号

(設置)

第 1 条 本市における廃棄物処理行政の適正かつ円滑な運営を図るため、会津若松市
廃棄物処理運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、廃棄物処理に関する重要事項について調査審
議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 廃棄物行政に関心を持つ市民
- (2) 各種団体（委託業者を除く。）の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(平 11 条例 19・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規
定にかかわらず、その身分を失ったときは委員の職を失う。

(平 11 条例 19・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者等の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平11条例19・旧9条繰上)

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置等)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市議会議員及び市職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。

3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。